

地元産材利用促進事業のご案内

～丹波市産の木材を利用して新築や増・改築する場合、補助を受けることができます～

補助メニュー	住宅建築に対する補助
対 象 者	丹波市産の木材を利用して木造住宅、 <u>店舗</u> 、 <u>事務所</u> 、倉庫、車庫を新築又は増・改築される方 ※下線部は令和７年度から対象に追加しました。
補 助 要 件	次の①～④すべてを満たすことが必要です ① 市内に新築または増・改築される物件 ② 「産地証明」など、丹波市産の木材として確認できる書類等の提出 ③ 市内業者（本店が市内であるもの）が施工すること ④ 令和８年３月３１日までに住宅等が完成すること ※着工前に申請してください。 ※④の完成時期が４月以降になる場合は、下記のお問い合わせ先へご相談ください。 ※予算の範囲内での受付となります。予算が無くなりしだい、受付は終了となりますので、申請時にはお問い合わせください。
補 助 金 額	丹波市産の木材の利用量（１ｍ³あたり２万円）に応じた金額 （上限５０万円まで）※倉庫、車庫等は上限２０万円
お 問 い 合 せ 先	産業経済部 農林振興課 林業振興係（春日庁舎４階） 電話：（０７９５）８８－５０２９（直通）